

保健医療・福祉・社会活動分野における第7波までの対応への評価・課題及び今後の対応

I 第1波～第7波の感染状況

1 感染状況

	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波
期 間	R2. 3. 1～5. 16	R2. 6. 19～10. 31	R2. 11. 1～R3. 2. 28	R3. 3. 1～6. 30	R3. 7. 1～12. 19	R3. 12. 20～R4. 6. 17	R4. 6. 18～R4. 10. 11
新規感染者数（期間累計）	699 人	2,551 人	14,718 人	22,949 人	37,854 人	357,118 人	582,656 人
1日最大感染者数	42 人(4/11)	62 人(7/31)	324 人(1/9)	629 人(4/24)	1,088 人 (8/18)	6,562 人(2/10)	12,376 人(8/11)
1日最大重症患者数	32 人(4/22)	18 人(8/19,10/17,18)	77 人(1/16)	101 人(5/11)	85 人 (9/7)	53 人(2/15)	50 人(8/26)
1日最大自宅療養者数	—	—	—	1,817 人(5/8)	4,715 人 (8/27)	53,924 人(2/14)	83,903 人(8/17)
最大病床使用率	103.3%(4/19)	40.3%(8/2)	79.4%(1/20)	85.1%(4/22)	75.3%(9/3)	77.2%(2/24)	68.2%(8/17)
最大重症病床使用率	93.3%(4/19,20)	16.3%(8/19,10/17,18)	66.3%(1/16)	83.0%(5/6)	59.8%(9/7)	37.3%(2/15)	35.2%(8/26)

2 死亡者の状況（発表日ベース）

	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波
死亡者数	45 人	18 人	467 人	777 人	91 人	845 人	645 人
うち高齢者数（60代以上）	43 人	18 人	456 人	744 人	73 人	832 人	622 人
うち高齢（60代以上）割合	95.5%	100%	97.6%	95.7%	80.2%	97.5%	96.4%
死亡率（感染者数からの割合）	6.43%	0.70%	3.17%	3.38%	0.24%	0.23%	0.11%

II 課題と今後の対応（案）

1 医療体制

(1) 入院医療体制

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
<p>a フェーズに応じた機動的な医療体制を構築</p> <p>b 空床補償や患者受入医療機関への支援</p> <p>c 転院支援窓口の設置等による回復者の転院支援</p> <p>d 新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）による入院調整</p> <p>e 中和抗体薬の投与体制を整備</p> <p>f 医療従事者との意見交換会の実施</p>	<p>ab 感染者数や病床使用率を踏まえた迅速かつ一般医療に配慮した病床を確保・運用できたが、<u>変異株や感染者の急増等の状況に応じたさらなる病床等の確保・運用の検討が必要</u></p> <p>c 感染者急増時にも、適切に入院病床を確保</p> <p>d 円滑な入院調整により、症状に応じた適切な医療を確保</p> <p>e 専用病床で宿泊療養施設と連携した短期入院による治療でハイリスク患者に対応</p> <p>f 診療内容や各病院の課題、先進事例等の共有により、医療機関全体で対応に取り組む機運が醸成</p>	<p>①感染拡大特別期において、症状に応じた適切な療養を実施</p> <p>中等症（概ねⅡ程度）→入院 中等症（概ねⅠ程度）→宿泊 軽症・無症状→自宅療養を基本</p> <p>②フェーズに応じた病床、宿泊施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院病床（1,712床） ・宿泊療養施設（16施設、2,411室） 	<p>①高齢者等の長期入院で入院病床の逼迫が生じたが、適切な療養実施や転院促進で一定改善したものの、<u>退院基準を満たした患者の退院調整が難航するケースもあるため、引き続き、受入体制の整備が必要</u>（小児患者の増加にで小児重症病床が一時逼迫したことから、小児重症症例への対応拡充の検討も必要）</p> <p>②医療機関で職員の感染・待機が増加したことでマンパワー不足が生じ、診療の一部制限が発生。また、救急等一般医療に影響が出た時期も確認されたほか、こどもの重症患者数の増加原因や入院期間が長期になった原因等、<u>オミクロン株特有の治療情報の分析等が必要</u></p>	<p>①医療機関の役割分担の明確化や転院促進等により、症状に応じた適切な療養体制を確保。また、医療逼迫の回避に向け、小児患者等の治療情報等を分析し、医療機関等との意見交換会で結果を共有し、<u>科学的知見に基づいた対策を推進するとともに、妊婦や小児等配慮が必要な患者への対応についても検討</u></p> <p>②発生届の限定化等国の制度変更を踏まえ、<u>療養区分を見直すとともに、コロナ医療と通常医療の両立を見据えた医療体制について検討</u></p>

(2) 宿泊療養体制

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
<p>a フェーズや自宅療養への移行に応じた機動的な宿泊療養体制を構築</p> <p>b 看護師による24時間体制の構築やマニュアルの作成、健康観察アプリ等の導入</p> <p>c DMAT等の仕組みを活用した医療チームの派遣（医療強化型宿泊療養施設）及び往診の実施</p> <p>d 往診・宿泊施設派遣医師の育成</p>	<p>a 感染者数等に応じ、速やかに宿泊療養施設を確保・運用できたが、<u>利用率が低迷しているものの、本人又は家族がハイリスク者に該当する患者</u>対応として一定程度必要／<u>社会経済活動の再開に伴う宿泊施設業者の状況を見据えた対応が必要</u></p> <p>b 看護師等の派遣を委託するなど、人材確保を継続し、安全かつ適切な健康観察体制を整備</p> <p>c 症状に応じた適切な療養が可能となり、医療ケアが必要な患者の受入が増加</p> <p>d 現場対応の研修により、医師派遣・往診体制が強化され、医療ケアが充実</p>	<p>①感染状況に応じて宿泊療養施設を確保</p> <p>②社会経済活動の再開に伴う宿泊施設事業者の意向を踏まえ、都度、確保数を調整</p>	<p>①自宅での隔離が困難な者を中心に宿泊療養施設を活用</p> <p>②社会経済活動の再開に伴う<u>宿泊施設業者の状況を見据えた対応が必要</u></p>	<p>①家庭内感染防止の観点から、自宅での隔離が困難な者について、宿泊療養施設を積極的に活用</p> <p>②社会経済活動の再開に伴う宿泊施設業者の状況や発生届の限定化等国の制度変更による影響を注視しつつ、適切な療養体制について検討</p>

(3) 外来医療体制及び医療資材の確保等

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
<p>a 帰国者・接触者外来の設置</p> <p>b 発熱等診療・検査医療機関を指定・公表（指定1,710ヶ所、うち公表1,433ヶ所（公表率83.8%））し、健康観察・診療を実施</p> <p>c 大型連休等に診療を行う医療機関・薬局への運営経費を支援</p> <p>d 発熱等受診・相談センターの設置</p> <p>e 発熱等診療・検査医療機関の公表</p> <p>f 医療機関や社会福祉施設等における医療資材等の備蓄</p>	<p>a 当初は設置数が少なく、苦情もあったが、施設整備補助を通じ、さらなる確保を推進</p> <p>b 国から全ての医療機関の公表を検討するよう要請。<u>自宅療養を行う軽症や無症状者への生活支援を含めたフォローアップが必要</u></p> <p>c 年末年始・ゴールデンウィーク等における外来医療・検査体制を確保</p> <p>de かかりつけ医のない方からの相談に応じ、適切な受診につながったが、<u>保健所を介さず受診可能な発熱等診療・検査医療機関へのアクセス向上が必要</u></p> <p>f 施設等に加え、県でも使用量の数ヶ月分を確保したが、<u>使用期限の到来が近い資材の活用</u>の検討が必要</p>	<p>①発熱等診療・検査医療機関の公表 [指定機関] ・1,801ヶ所（うち公表1,523ヶ所、公表率84.6%）</p> <p>②発熱等診療・検査医療機関において、健康観察・診療を実施</p> <p>③重症化リスクの高い方への外来医療体制を確保するため、抗原検査キットを配布するとともに、自主療養制度を導入（R4.8.5～）</p> <p>④感染者数の増加に合わせ、発熱等診療・検査医療機関の指定を増やすなど、外来医療体制を強化</p>	<p>①国から全ての医療機関の公表を検討するよう要請</p> <p>②<u>自主療養や自宅療養を行う軽症・無症状者への体調悪化時の対応や生活支援を含めたフォローアップが必要</u></p> <p>③外来医療の負担軽減に貢献 [抗原検査キット配布数] ・県：76,382件 （R4.11.10現在） ・市町：98,514件 （R4.9.30現在） [自主療養者登録数（県登録分）] （R4.8.5～R4.11.10） ・30,201人</p> <p>④新型コロナ・インフルの同時流行により多くの発熱患者が発生した場合は、更なる外来医療の強化が必要</p>	<p>①発熱等診療・検査医療機関の指定を引き続き進めるとともに、医師会と協調して、<u>非公表の医療機関に公表の働きかけを継続</u></p> <p>②自宅療養者等相談支援センターの相談体制等、自主療養者や自宅療養者のフォローアップ体制を強化</p> <p>③④新型コロナ・インフルの同時流行に備え、抗原検査キット配布の継続、新型コロナ・インフル同時検査キットの備蓄を行うとともに、流行期に診療の拡充を行う医療機関へ協力金を支給 感染状況に応じて、外来提供体制の拡充や県民への呼びかけを機動的に実施</p>

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
		⑤食料品や日用品、常備薬等の 備蓄を呼びかけ ⑥休日夜間の救急外来体制で 対応	⑤体調悪化時や自宅療養等へ の備えを強化 ⑥さらなる急な発熱患者の増 加に対応するためには、休日 夜間の救急外来の体制強化 が必要	⑤感染時に備え、抗原検査キッ トの購入や1週間程度の備 蓄の呼び掛けを継続 ⑥小児を含め、体調悪化時の救 急体制を充実

2 自宅療養者等のフォローアップ

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
a 帰国者・接触者相談センター及び24時間体制の自宅療養者等相談支援センター（最大50回線）の設置	a 帰国者・接触者相談センターは有効な対策として機能。健康福祉事務所の業務が逼迫したものの自主療養者等相談支援センターの設置により保健所業務の負担が軽減され、重症化リスクが高い感染者に対応集中	①24時間体制の自宅療養者等相談支援センターを設置（最大50回線）	①自宅療養者等相談支援センターの設置により保健所業務の負担が軽減され、保健所等が重症化リスクが高い者に集中して対応（陽性者の増加時は電話が繋がりにくく、全ての相談に対応が困難）	①自宅療養者等相談支援センターの相談対応体制を強化し、医師会の協力の下、 <u>陽性患者に診断時等早期から「自宅療養者等相談支援センター」を周知（自宅療養者等相談支援センターの回線数を増やす等、体制拡充を検討）</u> ②自宅療養生活に備えた必要物資について、ちらし、ホームページ等で周知するとともに、支援セットの調達業者を複数確保し、パルスオキシメーターを同センターからの直接配送で配布を迅速化 ③所定の様式を用いることにより、保健所との連携を強化し対応を迅速化 ④健康相談コールセンターの強化（最大30→40回線） ⑤感染状況に応じた往診・訪問看護・調剤体制等を確保
b 健康相談コールセンターの設置・強化（最大10→30回線）	b 人材派遣の導入により24時間の相談体制を構築。 <u>コロナの後遺症は、確立された治療法がないため、就労や生活などに配慮し、対象者への相談及び医療体制の整備が必要</u>	②生活支援を実施する市町の経費を県が負担する等、市町と連携した生活支援の実施	②自宅療養者の急増により、支援セット（食料品、衛生資材等）やパルスオキシメーターの配布遅延が発生	
c 健康観察アプリによる自己チェック、専門職による健康相談及び家庭訪問の実施	c 自宅療養者の病状の適切な把握や悪化時の早急な対応に接続	③保健所との連携による、入院等医療が必要な療養者への対応	③自宅療養者等相談支援センターで入院調整等に必要な十分な情報を収集できず、保健所への連絡に時間が必要	
d 市町と連携した生活支援	d 自宅療養者急増により、支援セット（食料品、衛生資材等）やパルスオキシメーターの配布遅延が発生	④健康相談コールセンターの強化（最大30回線） ⑤往診等を行った医療機関等に対して協力金を支給	④陽性者の増加時には電話が繋がりにくく、全ての相談に対応が困難 ⑤自宅療養者等の往診等による医療を確保	

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
e 妊婦への血圧計の貸し出し及び小児へのパルスオキシメーターの配布 f 往診実施医療機関への支援 g 経口抗ウイルス薬の配備薬局の確保 【登録施設数】 ・ラゲブリオ：1,754 医療機関、1,306 薬局（R4.9.15 時点） ・パキビッド：541 医療機関、439 薬局（R4.10.31 時点）	e 妊婦や小児の症状の変化を適切に把握できたほか、療養中の不安を軽減 f 往診・調剤・訪問看護を実施した事業所に協力支援金を給付し、医療提供体制を充実 g [ラゲブリオ] 1,306 薬局を登録薬局として確保し、内 1,046 薬局で配備済み（R4.9.15 現在） [パキビッド] 439 薬局を登録薬局として確保し、内 345 薬局で配備済み（R4.10.31 現在）	⑥経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ）の供給の役割を担う薬局の確保 ⑦健康相談コールセンターを外部委託し、感染状況に応じて相談体制を強化（最大 130 回線） ⑧在日外国人患者等に対し、保健所等でポケットークや通訳等を介して対応	⑥県下 59 薬局を登録薬局よりもラゲブリオの在庫を多く持つことのできる「供給の役割を担う薬局」として確保済み（R4.9.15 現在） ⑦ <u>コロナの後遺症は、原因は不明な点が多く、確立された治療がないため、就労や生活などへの支障に配慮し、対象者への相談及び医療体制の整備が必要</u> ⑧訪日外国人の受入再開を見据え、多言語対応可能な窓口が必要	⑥新たな経口抗ウイルス薬（ゾコーバ）の承認時期及び承認後の供給体制に関する情報収集に努め、供給体制を整備。経口抗ウイルス薬（パキビッド）の配備に向け、配備薬局の登録を促進（※ラゲブリオについては、R4.9.16 より一般流通が開始） ⑦「罹患後症状」に悩む方々への相談支援として、専用相談窓口「ひょうご新型コロナ後遺症相談ダイヤル」を開設（7/7） ⑧国の水際対策緩和を踏まえ、訪日外国人等が発熱等体調不良時に利用する多言語対応相談窓口「兵庫県新型コロナ外国人専用健康相談窓口」を開設（11/1）

3 保健所体制

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
a 県職員に加え、潜在看護職（看護協会・看護系大学）やOG 保健師等による応援派遣の実施	a 負担軽減に繋がったが、感染者急増に伴い、保健所業務が逼迫したことから、 <u>機動的な応援体制の確保が必要</u>	①保健所の一部業務を保健所業務支援室に集約（県職員：2名常駐、民間派遣職員30名、本庁等からの職員応援派遣最大60名）、保健所への県民局・県民センター職員の応援派遣（のべ1,326人（期間7/16～9/26）、最大38人/日）	①応援職員の増員と県職員派遣時の長期派遣の実施により、陽性者数の増加に対応	①感染状況等に応じて、民間派遣の増員及び県職員の全庁応援により、保健所応援及び保健所業務支援室の体制を強化するとともに、業務負担軽減及び感染情報共有化のため、全県で感染情報を共有するシステムを構築 ②医療機関から配布されるチラシやICTを活用した陽性者の登録、体調悪化時の連絡先等を周知。また、登録完了確認メールの画面の提示により円滑な受診を支援 ③感染状況に応じて夜間保健所支援センターの体制を強化 ④今後も発生状況に応じて機動的に保健師の応援派遣を調整
b 保健所応援職員の派遣体制強化（計7,605人（本庁等：4,363人、県民局：3,241人））	b 応援職員の増員と県職員派遣時の長期派遣の実施により、陽性者数の増加に対応	②国における保健医療体制の重点化（発生届出対象の限定等）について、陽性者登録支援センター（9/26）の導入等により適切に対応	②発生届出対象外の方が体調悪化した場合の対応が必要	
c 民間派遣チームを活用した事務補助	cd 迅速な療養調整が可能となり、第6波ではオミクロン株の特徴を踏まえた重点化により保健所が重症化リスクのある者への対応に集中	③保健所の夜間業務を軽減するため、「夜間保健所支援センター」を設置	③夜間の消防や医療機関からの依頼に基づく入院調整、民間救急車等の手配等により保健所業務を軽減	
d 積極的疫学調査の重点化	e 各保健所の課題に応じた応援ができたほか、応援受入にかかる保健所の負担を軽減	④休日の保健所体制を強化するため、看護系大学や庁内外保健師の応援派遣を実施	④健康観察や医療調整など、重点化したハイリスク者への対応につながった	
e リエゾン（連絡調整要員）の配置	f 一部業務が集約され保健所業務の逼迫を回避できたが、感染患者急増による療養証明依頼が増加し、発行が遅延			
f 保健所業務の集約化のため、「保健所業務支援室」を設置（約1,120人応援）	g <u>PTで検討したシステムを全て構築するには、時間も経費もかかるため、優先業務から対応</u>			
g ICTを活用し、保健所業務フローを統一化するためプロジェクトチームにより新システムを検討（R4.5～）				

4 その他

(1) 検査体制

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
a 健康科学研究所の体制強化及び民間委託の推進 b 地域外来・検査センター開設 c ハイリスク者が多い施設等における幅広い検査の実施 d 政府実施の無症状者向けPCR検査(モニタリング検査)への協力 e 抗原検査簡易キットの配布 f 無料検査事業の実施(感染拡大傾向時の一般検査事業、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業) g 変異株PCR検査及びゲノム解析の実施	a 検査機器の導入支援や休日の検査実施、民間委託により検査体制を拡充 b センターの設置や発熱等診療・検査医療機関の指定を進め、検査処理能力拡充とともに、検査対象者の拡大を推進 c 濃厚接触者に加え、幅広く関係者に検査を実施することで、クラスター化を抑制 d 流行傾向の把握等一定の役割を果たしたが、 <u>感染拡大時の検査体制構築には全国的な無料検査体制が必要</u> e 希望施設への配布を通じ、流行の早期探知体制を構築 f <u>感染拡大時には、無症状陽者が受診できる医療機関が限られ、陽性判定から受診まで時間がかかる事例が発生</u> g <u>新たなオミクロン株の亜種が発生するなど、変異株の監視体制が必要</u>	①抗原検査キットを配布するとともに、自主療養制度を導入(R4.8.5～) ②無料検査事業(定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業)を実施し、お盆を含む夏休み期間には、主要駅等3箇所に臨時の検査拠点を設置 ③変異株PCR検査及びゲノム解析の実施	①感染確認目的の外来医療機関の受診を一定程度抑制することに貢献 [自主療養者登録数] (R4.8.5～R4.11.10) ・30,201人 ②抗原検査キットのOTC化等を踏まえ、 <u>今後の一般検査事業の取扱いは要検討</u> (定着促進事業は8/31に全国一律で終了) ③ <u>新たなオミクロン株の亜種が発生するなど、変異株の監視体制が必要</u> (第6波「BA.1」「BA.2」系統主流から第7波「BA.5」系統主流への置き換わり)	①当面の間、県民や高齢者施設等に抗原検査キットを配布 ②感染者数や近隣府県の状況等を踏まえ、当面の間、一般検査事業を継続 ③変異株PCR検査・ゲノム解析などの <u>ゲノムサーベイランス体制を強化し、新たな変異株の動向を把握</u>

(2) ワクチン接種の推進

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
<p>a ワクチン対策課及び県参事、室参事、課参事の設置</p> <p>b 医療従事者及び高齢者等への優先接種の実施</p> <p>c 県大規模接種会場を設置し、夜間接種、当日予約の受付、団体接種の予約受付の実施、市町と連携した追加接種を推進 ・大規模接種会場の接種者数 3回目：87,572人 (4/19時点)</p> <p>d 職域接種の開始</p> <p>e 副反応専門相談窓口及び副反応専門医療機関の設置</p> <p>f モデル名及びアストラゼネカワクチン接種センターの設置</p> <p>g ノババックスワクチンの接種開始</p>	<p>a 市町等との連携により、接種希望者が円滑に接種できる接種体制を構築</p> <p>b 7月末で2回目の優先接種が完了</p> <p>cd 市町が行う住民接種が加速したが、<u>若者世代における追加接種の接種率が低い</u>ため、<u>若者等の接種促進に向け、最新の知見に基づくワクチン接種の効果等の情報発信の強化等が必要</u></p> <p>e 接種前後の副反応への不安を払拭し、接種が促進</p> <p>f セーフティネットの役割を果たすとともに、アレルギー反応があり接種できない者への接種機会を確保</p> <p>g mRNA ワクチンに対するアレルギーを持つ者や副反応に不安のある者等に対し、新たな選択肢を提示</p>	<p>①大規模接種会場の設置等、接種の更なる促進 [大規模接種会場接種者数] 3回目：115,128人(11/13) 4回目：26,096人(11/13) 5回目：2,712人(11/13)</p> <p>②オミクロン株対応ワクチン接種の推進</p> <p>③ノババックスワクチン接種の促進</p> <p>④小児接種の促進</p>	<p>①②第7波のリバウンド及び第8波の到来を防ぐため、接種率の低い若者世代における接種促進のための情報発信を強化するとともに、<u>オミクロン株対応ワクチンの接種を加速することが必要</u> また、<u>季節性インフルエンザとの同時流行に備えた対応の検討が必要</u></p> <p>③mRNA ワクチンへのアレルギーがある者や副反応への懸念がある者に選択肢の一つとして接種を促進</p> <p>④小児接種の努力義務化及び追加接種開始を踏まえ、普及啓発の強化及び小児接種専用相談ダイヤルの設置を実施</p>	<p>① 2箇所の県接種会場を設置し、予約なし接種の再開、夜間接種の拡大を図るとともに、ファイザー社2価ワクチン(BA.4/5)の接種機会を拡充する。また、動画等による情報発信やラジオでの啓発強化など、<u>若者のワクチン接種加速に向けた取組を推進</u></p> <p>②最後に受けた接種の完了から3ヵ月経過後、速やかにオミクロン株(BA.1またはBA.4/5)対応ワクチンを接種するよう要請</p> <p>③県としてノババックスワクチンの接種会場を3会場設置し、引き続き接種機会を確保</p> <p>④副反応を疑う症状に対する専門相談医療機関として、県立こども病院を追加するとともに、啓発動画を作成</p>

(3) 高齢者施設への対策

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
a 協力施設からの職員派遣等の仕組みを整備	a <u>協力施設確保のため、各施設への一層の協力要請が必要</u>	①感染防止対策の周知徹底を図るほか、保健医療部と福祉部が連携し、施設、医療機関、保健所の情報共有の促進と、連携体制を強化する取組を実施 ㍑) 施設の配置医師や協力医療機関の連携状況等の調査を実施（7/12） ㍒) 配置医師、協力医療機関の医師、施設管理者等を対象にした研修会の開催（8/26） ㍓) 退院する高齢者を介護老人保健施設で受入れる際の支援相談窓口を設置（8/4）	①感染防止対策のさらなる徹底や、地域の実情に応じた施設と医療機関のさらなる連携が必要 ㍑) 調査結果を保健所に送付して各施設等の状況を共有、調査結果を踏まえて配置医師等に対して経口抗ウイルス薬の使用のため必要な登録センターへの登録を依頼 ㍒) 研修当日、622施設が視聴（終了後の動画配信の再生回数3,030回（～9/12）） ㍓) 相談窓口を県及び（一社）県介護老人保健施設協会に設置	①感染防止対策等について ・新型コロナ・インフル同時流行を踏まえた対策を改めて注意喚起 ・関係医療機関との連携強化を引き続き依頼 ㍑) 経口抗ウイルス薬のうち「ラゲブリオ」について、9/16から一般流通に変更（登録センターへの登録が不要）となったことを踏まえ、配置医師等からの処方を受け積極的に活用するよう引き続き依頼 ㍒) 高齢者施設等に対し、施設管理者と配置医師等の間で、感染者発生時の初期対応について協議するよう引き続き依頼 ㍓) 相談窓口による受入支援を引き続き実施
b 新規就労職員・新規入所者への検査の実施	b <u>施設に新型コロナを持ち込まないよう、検査の積極的活用の周知が必要</u>			
c 回復者の退院受入支援の実施	c <u>回復者の受入を感染疑いがあるとして拒むことは受け入れ拒否の正当理由に該当しないことの徹底と、退院受入支援の活用の周知が必要</u>			
d 感染管理認定看護師等を派遣	d 患者発生時の派遣により、クラスター化を防ぐ初動体制の構築を支援			
e 施設従事者に対する集中的検査の実施・強化（月1回→2回）	e <u>施設等に対する検査の積極的活用の周知が必要。株の特性や感染状況、ワクチン接種状況等を踏まえ、迅速かつ柔軟な方法の検討が必要</u>			
f 施設利用者、従事者の3回目ワクチン優先接種の実施	f 従事者の接種券が各市町から届くのを待ち、接種が遅れることがあったため、 <u>早期の接種に関し、各市町への依頼が必要</u>			

第1～6波		第7波		今後の対応（案）																
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)																	
<p>g 施設での感染防止対策の徹底 (感染防止に関する通知の発出等)</p> <p>h クラスター発生施設等に共通する「感染拡大につながる要素」に関して留意事項を作成し周知</p> <p>i 感染者が、やむを得ず当該施設での療養となった場合に、当該継続入所に要する経費の支援</p> <p>j 施設従事者である濃厚接触者の毎日の検査を条件とした待機免除の円滑な実施に必要な抗原検査キットを健康福祉事務所等で備蓄</p>	<p>g <u>感染防止対策のさらなる徹底や、地域の実情に応じた施設と医療機関のさらなる連携が必要</u></p> <p>h 当該留意事項の継続的な周知を実施</p> <p>i 各施設に対して経費の支援を実施</p> <p>j 健康福祉事務所等で抗原検査キット 14,000 個を備蓄</p>	<p>②新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、事業継続を支援するため、高齢者施設等の従事者に対する検査を実施</p> <p>【参考】これまでの検査回数等の拡充</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>R4.6.26まで</td> <td>R4.6.27～</td> <td>R4.8.4～</td> </tr> <tr> <td>検査回数</td> <td>2週に1回程度</td> <td>週1回程度</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>検査方法</td> <td>PCR検査</td> <td>抗原定性検査</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>検査対象</td> <td>入所・通所</td> <td>同左</td> <td>入所・通所・訪問</td> </tr> </table> <p>〔あわせて、国備蓄の抗原検査キットを活用し、濃厚接触者等となった入所者・従事者等に対して早期に検査を実施できるよう、施設等からの要請に応じてキットを配布〕</p> <p>③入所者等へのワクチン4回目接種の促進</p>	区分	R4.6.26まで	R4.6.27～	R4.8.4～	検査回数	2週に1回程度	週1回程度	同左	検査方法	PCR検査	抗原定性検査	同左	検査対象	入所・通所	同左	入所・通所・訪問	<p>②施設従事者に対する集中的検査の充実が必要</p> <p>③入所者全員の迅速な接種について市町に依頼(5/17)、接種対象の拡充を踏まえ、従事者への迅速な接種も市町に依頼(高齢者 7/2、障害者 7/22)</p>	<p>②集中的検査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査回数を拡充(原則週1回→週2回) ・積極的に検査を実施するよう引き続き周知 <p>③オミクロン株対応ワクチンの迅速な接種について、市町、施設等に依頼(10/24)</p>
区分	R4.6.26まで	R4.6.27～	R4.8.4～																	
検査回数	2週に1回程度	週1回程度	同左																	
検査方法	PCR検査	抗原定性検査	同左																	
検査対象	入所・通所	同左	入所・通所・訪問																	

5 社会活動制限

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
<p>a 不要不急の外出等の自粛、多数利用施設の使用制限、イベントの開催制限、飲食店等の休業・時短営業の要請等を実施</p> <p>b 同一交流圏である大阪府・京都府と整合を図ったうえで、外出自粛等の要請を実施</p> <p>c 適切なマスク着用や三密の回避、定期的な室内換気など感染防止策の徹底とともに、職場や施設等において、「業種別ガイドライン」による基本的な感染防止策の徹底を呼びかけ</p>	<p>a 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各種要請については、国の方針を踏まえつつ、現場の状況に応じた期間や内容等により実施することが必要（飲食店への休業・時短営業については、飲食店におけるクラスターの発生が減少する等一定の効果あり）</p> <p>b 外出自粛等の要請について、近隣府県との間で整合を図ることにより、感染拡大防止に寄与</p> <p>c 飲食や休憩、部活等具体的な事例に基づく周知を通じて基本的な感染防止策を徹底することは重要</p>	<p>①国の基本的対処方針や感染状況等を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底やイベントの開催制限を実施（飲食店等の休業・時短営業の要請等は無し）</p> <p>②イベントの開催について、国の基本的対処方針を全エリアに一律に適用することにより、開催が見送られる例があったことから、県が地域の実情に合わせ、エリアごとで求める感染対策を明示する等、感染防止対策の具体的な考え方を市町に提示（6/28、9/15）</p> <p>③適切なマスク着用や三密の回避、定期的な室内換気など感染防止策の徹底とともに、職場や施設等において、「業種別ガイドライン」による基本的な感染防止策の徹底を呼びかけ</p>	<p>①感染拡大防止と社会経済活動の両立を図った結果、重症者を含めた病床使用率は第6波のピークを下回った</p> <p>②国の指針に基づくイベント制限は有効であるが、基本的な考え方にとどまるため、地域の実情に応じ、現場に即した制限の具体的な考え方を示していくことは有効</p> <p>③基本的な感染防止策の徹底は重要</p>	<p>①国の基本的対処方針や感染状況等を踏まえ、<u>社会経済活動と両立可能な感染防止策</u>を引き続き実施</p> <p>②地域のにぎわいを取り戻すため、イベント開催制限の基本的な考え方に加えて、現場に応じた具体的な考え方を提示するなど、地域の活動が適切に行えるよう、引き続き分かりやすい情報発信を推進</p> <p>③基本的な感染防止策の徹底を引き続き周知</p>

第1～6波		第7波		今後の対応（案）
主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	主な対応	評価・課題等 (下線部：現在も残る課題)	
<p>d 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等により、人と人との接触の機会を減らす等、感染拡大予防対策を推進</p> <p>e 本部会議等の都度、記者会見において、知事から県民等に対する感染防止等のメッセージを发出</p> <p>f パーティション等の設置や座席の間隔確保、手指消毒の徹底など基準を満たしている飲食店等について、新型コロナウイルス対策適正店の認証制度を実施</p> <p>g 令和2年6月に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を策定し、市町における新型コロナウイルス感染症対策に十分留意した避難所運営を支援するため、研修会等を開催するとともに、市町に避難所運営マニュアルの見直し、避難所訓練の実施を働きかけ</p>	<p>d 感染症対策に加え、ワークライフバランスに配慮した多様で柔軟な働き方にも貢献</p> <p>e 知事からのメッセージにより、丁寧な説明・発信することで、県民等の理解や協力を得ることは重要</p> <p>f 県内飲食店等での感染防止に寄与するとともに、県民の不安感の緩和に貢献</p> <p>g 避難所での感染防止だけでなく、避難所での感染を恐れて避難行動・安全確保行動をとらず犠牲になることを防ぐことに寄与</p>	<p>④在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等により、人と人との接触の機会を減らす等、感染拡大予防対策を推進</p> <p>⑤本部会議等の都度、記者会見において、知事から県民等に対する感染防止等のメッセージを发出</p> <p>⑥認証店は9割超となっており、引き続き対策を求めるとともに、非認証店については、認証を獲得するよう呼びかけ</p> <p>⑦ほとんどの市町において、新型コロナウイルス感染症対策に留意した「避難所運営マニュアル」の見直しがなされるなど取組が進んでおり、引き続き、避難所訓練などを通じ、対策を徹底</p>	<p>④感染症対策に加え、ワークライフバランスに配慮した多様で柔軟な働き方にも貢献</p> <p>⑤知事からのメッセージにより、丁寧な説明・発信することで、県民等の理解や協力を得ることは重要</p> <p>⑥<u>非認証店に対し、認証のメリットを分かりやすく伝えることが必要</u></p> <p>⑦避難者間の距離を一定空けることは収容人数の減につながり、<u>市町の避難所数を増加することが必要</u></p>	<p>④従業員の感染等による出社人数の減少などに対応するため、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の実践を伴走型支援により推進</p> <p>⑤引き続き、分かりやすく住民に必要な取組を呼びかけ</p> <p>⑥県民に<u>認証店の利用を推奨するとともに、引き続き非認証店で酒類を提供する場合はパーティション等の設置や効果的な換気の実施など、一定の対策を促進</u></p> <p>⑦<u>民間宿泊施設等との連携等により避難所の確保を推進</u></p>